

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

4 番、妹川です。おはようございます。この件名 1、22 年度特別養護老人ホーム 50 床の公募手続と不採択についてというところから始めたいと思います。

福岡県第 6 次高齢者福祉施設等整備計画は、芦屋町には 24 年度から 26 年度までの 3 年間で特別養護老人ホーム 80 床の枠が設けられ、芦屋町の入所待機者が多数おられる状況において、朗報であったはずですが、しかし、平成 24 年度そして 25 年度と 2 年にわたって、開設できなかった。その理由には、町は公平性、平等性、中立性に基つき業者を選定し、選定審査し、選定しなければならぬのに、何かしら作為の跡がありありと見えていたように考えられます。

これら一連の流れを見てますと、特別養護老人ホームの公募方法や、応募手続きの不適切さが平成 22 年度から始まっていたのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

平成 22 年度特別養護老人ホーム 50 床の枠が与えられ、町は田屋地区に開設するという M 事業者を推薦したにも関わらず、不採択になりました。この件が見過ごされています。その真相がまだ、明らかにされておらず、説明責任も果たされていない、この件については過去 2 度質問をしているが、再度質問いたします。

①広報あしや及び芦屋町ホームページに公募手続について掲載したのか、再度確認する。前回、やっておりますので、簡略にお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

公募手続につきましては、福岡県の提出期限が 22 年 6 月 30 日であることを踏まえ、町ホームページに 6 月 11 日を町への提出期限として、5 月 18 日に掲示しています。また、公募を行ったことは、22 年第 4 回定例会の際にも説明させていただいています。

特別養護老人ホームの整備事業者の公募については、対象を全国としていますので、速報性や広範囲に周知する必要があります。広報あしやには原稿の締め切りという時間的制約があることから、十分に告知が行えないという判断のもと、町ホームページを活用したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それでは、前回ホームページを開設したということであれば、サーバーに残っているはず。と

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ころが、サーバーはホームページを削除しておりますので、そのデータはありません。そして、その Web サイトに載せられた公募の資料と、それからコンテンツについても削除しておりますので、ありませんということでしたが、その確認でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

コンテンツ等はサーバーから削除して現在はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その間、一年以上になりますが、私もそういうホームページ作成する方々、それからサーバーとか、そういうことのできる方、それから他町の職員の方にも聞いてきましたけど、そういうようなホームページに載せたものを普通 5 年間は残す、残さない場合であってもそういうデータが今後の資料のために、翌年、そういう資料の中に必ず保存しますよと。プリントアウトして残しておくということなんですけど、そういう応募要項や公募手続の資料はないということでしたけれど、間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

残っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういう多くの方に、専門家からも聞きましたけれど、そういうような言い訳といいますかね、言い訳の答弁なんか誰が信用しますかということを一言申し上げておきます。非常におかしいと思います。もし、町がいうように、データを削除した、資料はありませんということであるならば、これが事実であるとするならば、文書事務取扱規程に違反するというふうに私は解釈しております。

次に行きます。田屋地区に開設する申請をした M 事業者はなぜ不採択になったんでしょう。

○議長 横尾 武志君

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その答弁の前に、今、文書事務、公文書の取り扱いに違反すると言われておりますけども、それは該当しませんということは、以前答弁させていただいたとおりでございます。

それから、不採択理由なんですけども、福岡県は不採択理由を公表していません。したがって、だれも理由を知ることはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 22 年度は、選定委員会を設置していたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 24 年度整備分、25 年度整備分、26 年度整備分は福岡県が芦屋町を整備対象区域として整備枠を示していることから、それに基づいて芦屋町独自の募集要項を作成しています。しかし、平成 22 年度の公募は遠賀中間地域で 50 床の整備枠とする福岡県の公募方法のもと、整備方針が出されたものであり、芦屋町独自の公募要項は作成せず、全て福岡県が示した整備方針に基づいた手続としたために、選定委員会は設置しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

不思議ですね _____

町

はそういう県がどうのこうのではなくて、町独自でなぜやらなかったのか、非常に不可解です。

じゃあ、次行きます。

4 番目、この議会に対して、また町民に対して不採択の結果報告を行いましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

芦屋町単独で福岡県から特別養護老人ホームの整備枠を与えられた公募については、結果報告を町は行っています。しかしながら、22年度は福岡県が遠賀中間地域を対象とした整備を示した公募のため、福岡県が結果説明を行うべきものであって、その結果も福岡県のホームページに公表されています。

なお、22年第4回定例会の際にもご説明させていただいております。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

ちょっと、聞き漏らしました。最後のところをもう1回お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年、第4回定例会の際にも説明させていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今のところの何年の何月ということをおっしゃってください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年12月の議会でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

前回の質問では、議員の皆さんは全く知らされていないではないかと、町民はもちろんですが、田屋区民ももちろんですが、平成22年度の50床については、全く知らされていないということの質問に対して、課長は平成22年6月14日に民生文教委員会常任委員会で説明しておりますと、いうことでしたから、今の22年12月議会のことについては、全く私にはそういうのがありませんでしたから、今びっくりしております。

また調べます。

それですね、私は22年の6月14日の常任委員会の会議録がちょっと、今、手元にあるわ

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

けですけど、このときは、出席委員の方が 6 名、民生文教委員会の方がおられます。今現在、席に着かれておりますが、そのときの資料の中で、6 月議会の議案の審議をされた後に、委員長がほかにありませんか、きょうは質問を打ち切りますと言った後に、福祉課長、当時の福祉課長、今前におられますけど、課は変わっておられますけど、報告があります。特別養護老人ホームの関係で、県では遠賀中間地域で制限している 420 床を第 5 次計画で 80 床の増床を認めました。

420 ですから、それに 80 ですから 500 ということですね、500 になったということをおっしゃっています。そのうち 60 床は岡垣町、堤病院辺りに、20 床は中間市にできるようです。合計すると 500 床になります。さらに政府の、ここですね、政府の緊急経済対策の補正によって遠賀中間地域でさらに 50 床の増加も出されています。町内の一事業者が応募しています。

今から考えれば、M 事業者ですね、他の業者の応募もあるようですので、最終的には県の判断になると思いますが、このような動きがあるということを報告しておきます。

で、ある議員が、他の業者とはどこですかと、水巻の業者です、競争になります、そういう松快園のことだと思いますが、これだけを報告しているというふうに、前回の一般質問の答弁ではそうでしたので、私はこういうふうに考えておりましたけど、では、今、22 年の 12 月議会で、報告をしたということでしょうけれど、町民の皆様には、報告はなされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど、答弁申しましたけれども、これは 22 年度というのは、福岡県が遠賀中間地域を対象にしているということで、個々によって公募が行われおりますので、福岡県が結果説明をすべきでいうことであって、その結果を福岡県のホームページに公表したということで、全国的に報告したということで、町民の方もご理解されているというふうです。

以上です。

○議員 4 番 妹川 征男君

福岡県が、福岡県がと言われますけどね、25 年度においての三軒屋地区のあの分筆とかみなしの同意書に関しても違法性があるのではないか、脱法的なものがあるんじゃないかというような中において、県に、県に、県に随時それで確認をとったというようなことをおっしゃっていましたけどね、この問題についても、なぜ、県に、県がやるからということではなくて、芦屋町が町長の意見書に基づいて推薦していったわけでしょ。

であれば、当然、町民の方々、そういう入所希望者がたくさんおられる中に、こういうような、50 床が県から与えられ、そして申請をしたけれども、結果的には不採択になってしまったというようなことを、報告する義務があると思いませんか。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

なぜなら、24年度、25年度、26年度については、きめ細かに広報あしやに、ホームページに出しているではありませんか、なぜ22年だけはそのようにしなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24から26の整備分につきましては、芦屋町で募集要項を作成しておりますので、これに基づいて報告、説明を行ったと。それから22年度は県が公募を行っておりますので、遠賀中間地域で公募を行っておりますので、やり方が違うんで、町としては特段のホームページで報告ということはやっております。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

では、5番にいきます。

申請事業者M社は公募要項の中の留意事項たくさんありますが、その留意事項に基づいた応募書類を提出していたかということですが、たくさん留意事項があります。その中の田屋区長の同意書はとれていましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

このことに関しましては、現在、芦屋町を被告として裁判が提訴されています。弁護士にも確認しましたが、この裁判と関連性がございまして、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、地区住民説明会の議事録は提出されてましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほどの答弁と同様とさせていただきます。この提出書類、留意事項に基づいた書類ということに関しまして、裁判と関連性があるということですので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

留意事項には、その建設予定地の道路を挟んでの隣接地権者ないしは、水路を挟んでの地権者、
そして、

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほどと同様の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、現在裁判が行われて、芦屋町が被告ということになっておるようですが、じゃあ、その
結審はいつですか、そして判決はいつですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在のところ、3月の18日が予定されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

判決が今3月18日でしょうけれど、同意書が出ているか、出ていないかということが何で弁
護士にいちいち相談しなくちゃならないんです。同意書が出ているかどうか、田屋地区の同意書
の出ているか出ていないかということだけでいいわけですよ。出ているんでしょ、どうなんです
か。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

答弁は先ほど申しましたように、弁護士に確認しておりますので、先ほどの答弁と同様とさせ
ていただきます。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

前回の三軒屋地区の先ほど言った、耕作者ですね。借地して耕作をしている人の同意書が出ていますかと、いうことに対して裁判中なのでお答えできませんということでした。もう、あの裁判は終わっているんですか、終わってないんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そちらのほうの裁判の件については、結審しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

だったらば、当然、あのとき答えていただけるものが、裁判の係争中であるからということで、お答えなりませんでした。であれば、そのいわゆる耕作者の同意書はありましたか、受け付けていましたか、どうなんですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、通告書にない質問ですので取り消してください。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

平成 22 年度の質問でありますのでね。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。議長、それはですね、前回私は、はねつけられたわけですよ。だったら、関連質問ということで、当然、答弁する必要があるんじゃないですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、先日から議会改革で関連質問はだめですと、あなた決めたばかりですよ。

だから、この通告書に沿って、通告書どおり、お願いします。

○議員 4 番 妹川 征男君

わかりました。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

では、6 月議会でその辺は具体的に書いていきましょう。

先ほど、判決は 3 月 18 日ということですけど、私は芦屋町は NPO ニューオンブズマンから行政訴訟事件として町は訴えられていますね、裁判が行われていると、それで、今、その代表者の方からこのような書類を受け取っているわけですけど、これについてはお答えいただけませんか、読み上げて皆さん方に情報として提供しておきます。

平成 26 年 1 月 14 日に芦屋町の顧問弁護士 8 名の方から被告の顧問弁護士ですね、原告 NPO 法人ニューオンブズマンに対して、反論のためのいわゆる準備書面というのが出ております。

これは、原告、原告というのはオンブズですね。原告は平成 22 年度の本件計画の際には、隣接地権者の同意の取得や、地域住民への説明会は行われていないと主張するが、明らかに事実と異なるのでこの点について反論しておくという、被告側の弁護士の答弁ですね。

平成 22 年度高齢者福祉施設等の整備方針、別紙の協議に当たっての留意事項、建設予定地については、建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む及び水利権者の同意、並びに建設予定地の関係区民の同意に対する説明、説明会の議事録があることが要件とされています。

また、平成 22 年度高齢者福祉施設等、施設整備に関する協議手続についての提出書類一覧、建設地域への住民説明会議事録や隣接する地権者の同意書が上げられていることから、明かなおとおり、平成 22 年度の事業計画の申請において、当該事業者は M 社ですね、当該事業者は隣接する地権者全員の分ではないものの、同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのである、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたというような内容、まだ少しありますけど、このような内容を芦屋町は裁判所に出しているわけですよ。

まあ、これどういうことですかといっても、答えられないということですから、仕方ありません。

それで、もしこれが事実とするならば、ときの担当者である課長は、こういう田屋地区の同意書、田屋地区の同意書が出ていたかどうかということを確認されたのかなど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

事実は協議書が県のほうに提出され、県として協議書が受理されているということだけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この 22 年度の 50 床の件というのは、私も知ったのは 24 年の 3 月に知ったんですよ。こんな 22 年度の 50 床があるということを知ったのは、田屋区民も初めて 24 年の 3 月に知ったんですよ。

そして、その当時の区長は、前区長に確認に行きました。そうすると、22 年度の 50 床が出てきていると、そして印鑑を押したということなんですね。

私もこういうような、書類が出て、私は直接、その当時の区長、組長、それから区民の皆様方にも聞きましたけど、全くそのような総会なんかは開いてませんよと。また、当時の区長さんは、同意をしてくれということだから、同意はしたけど、総会を開かなければならぬって知らなかったと。

これをお見せしました。びっくりしてましてね、芦屋町ってこんなことまでするんですかと、いうことでしたけど。これは M 事業者がつくったのか、そういう会議録をですね、町がつくったのか、いずれにしる、もしこれが本当であれば捏造、偽証でしかないじゃないですか。偽装というか、偽造というか、私は裁判用語はわかりません。法律用語わかりませんが、捏造であることは間違いないだろうと思っています。

私は法律家でもありませんから。こういうことが平然と行われること自体がどうなんでしょう。私はこのような、準備書面をいただいて、よくもようこんなことを裁判所に提出したなど、啞然とするとともに町の意図、それからその心境を推し量ることができません。しかもこれ証拠物件ですよ、公文書でしょう。どうなんですか、この辺は、答えていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、何を答えるわけ、何を答弁すればいいの。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、こういう文書を出した真意を聞きたいと、これも通告書にはありませんけど、もし、答えていただけるならと思っています。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

真意というか、考え方はございません。事実だけを、事実というか、準備書面として書類をまとめたただけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ということであれば、芦屋町が偽装的にというか、捏造してつくったというわけではなくて、それはM事業者がつくったものだなというふうに考えていいものでしょうか、でも、これについても通告書にありませんから、次回に回します。

ただ、この問題については、そういう地区の総会の議事録というものが、提出されていたとしたらばですよ、やはり、担当課の職員は事実かどうかということについて、確認をする必要があったと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時のお話につきましては、ちょっと私は答えるべきものではございませんので、ちょっとお答えはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

次の機会に回しますので、そのときには、ぜひ、その当時の担当者の方からお聞きしていただきと思っております。

それで、私はこういう法を守らなければならない立場の行政が、この準備書面4を、何を思って提出されたのかなと、その当時はそう思われていたかもしれません。それは業者が出したのかもわかりませんが、これを裁判所に出すときにはもう一度確認すべきであったのではなかろうかと、こう思うんですよね。

それを確認なしに出されたことの心境が心理がわからないと言ってるだけ。

はい、次行きます。

では、町長にお尋ねしますが、このような不備な書類を、不備でないかもわかりませんね、芦屋町がそれを信じていたかもしれません。田屋地区で総会が行われた、しかも会議録もあると、そう信じられていたかもしれませんが、町はその書類を受理し、選定委員会も設定せず、県に意見書を提出した根拠、その根拠といいますかね、何を基準にして、県に意見書を提出したんですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

今、どういうふうに答弁していいのか、ちょっと妹川議員の 22 年度のことで、どうして町長の副申書を一緒に提出したかというというご質問ですかね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

選定委員会もないわけですよ。やっぱりその基準があるじゃないですか、この業者が M 業者がいいという判断をされた基準は何だろうかと思うわけですよ。その留意事項に基づいて、それから先ほど、読みました提出書類一覧表というのがあるわけですよ、福祉施設等整備に係る協議手続についてというのがある中で、何を基準にして根拠にして、その M 事業者を選んだのかという、その基準がわからない。

そして、22 年の 6 月 29 日に意見書を出されてますよね、そこら辺の基準は何だろうかというふうに思って、今質問しています。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

細かいことはちょっとあんまり認識してないんですが、芦屋町の業者さんが介護事業者さんが手を挙げたと、そして、県に提出する際には町長の副申書を一緒に沿えて出ささいということ、内容は、中身については今妹川議員が語る言われましたけど、いろんないきさつ等は、妹川議員のお考えの部分が大きいのかなと思うんですが、私が聞いているのは、とにかくその当時 22 年度、23 年度も 24 年度もそうなんです。

とにかく、県は提出してくださいと、書類は提出してくださいと。後は、県が判断しますと、審査しますと。書類をある程度あればいいですよと、たしか、そういうふうな説明は聞きました。そういうことで、この 22、今何があったかわかりませんが、芦屋町は待機者が多いわけで、芦屋町とすれば特養の開設を望んでいるところでもあります。

22 年度も、その言われている M 事業者が不採択になりました。24 年度は両業者とも、書類の不備で提出するまでには至ってない。

25 年度は、2 つありましたよね。そして、芦屋町の選定委員会で 1 社が選ばれました。その 1 社を県に出したら、その業者も不採択になりました。ということで、何が言いたいかというと、県はとにかく出してくださいと、出しました。そして、県が審査して、不採択する、そのことを、その中身をいろいろ精査されているようですが、あくまでも課長は、いつも言っているように、これは、私は妹川議員の質問にも何回もお答えしたんですが、これは、もう県のいわゆる裁決権というか、県が審査をして、県が決める。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

町は、結局事務委託を受けている、だからそれが県と相談して、いいですよ、これでいいですよ、出しなさいと、その指示に従った、やりましたという結果であって、特に今度の 24、25、26 年、3 カ年につきましては、前もお話したように、これは多額のいわゆる県が補助金をついているわけですね、1 床につき 350 万円、80 床なら 2 億 8,000 万円の補助金、特にこの 3 年間につきましては、県が非常にシビアに結局求めてきたというのは現実ではないかと思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

とにかく、この問題については、22 年度に関しては、3 回目になりますけれど、とにかく非常にね、応募手続に、それからそれに対して、非常に疑問ばかりです。

まずね、ネット上で公募手続を掲載したが、公募手続のデータを削除した、そのためデータ内容の資料はない、そして総会は開かれていないにもかかわらず、総会は開いた、会議録は提出されているという、そういう捏造的な文書をね、裁判所に提出する、何かしら町は職権による情報操作を行って、そして特定の事業者に便宜を図ろうとしていたのではないかなというようなことを、疑わざるを得ないんですよ。

まあ、そういう 22 年度のボタンのかけ違いと言いましょうか、そういうような中からですね、24 年度、25 年度となかなか決まらなかったわけですけど、まあ、先日ですね、26 年度は特養の 80 床が採択されたとの報告がありました。

しかし、このように延々と 3 年間も延びた、そうじゃないんです。22 年度からですよ、22、23、24、25、26、4 年、5 年延びているわけですよ。これらの一連の流れを見るとですね、その特別養護老人ホームの公募方法、それから応募手続に、何らかのそういう不適切な行為があったのではないかと、そういう疑念を抱かざるを得ません。

まあ、最後になりますが、厚労省は特別養護老人ホームの入所対象を平成 26 年度から要介護 1 以上から来年度、今年度、原則として要介護 3 以上に限るとの法案を提出していますね。決定しているかどうかわかりませんが、これまで要介護 1 から 5 までの入所できるとされていた人が介護制度が変われば、要介護 3 以上でなければ入所できなくなります。

もし、26 年度がその大君地区にできたとしても、要介護 3 以上の方しか入れないということになります。この 22 年度に 50 床の特養の開設が行われておれば、入所希望者がたくさんいらっしゃるわけですけど、他町の施設に入所することもなかったろうと思うし、また入所待機者もなかったと思われて残念です。

ぜひですね、そういう住民に対する情報提供というか、そういうものを正常な形にやっぱり戻

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

してほしいなということをお願いしてこの件については終わります。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、最後までお聞きしたんですが、妹川議員のその議会においての、今までの答弁、例えば、情報操作だとか、捏造だとか、ということは不適切ではないかと思うわけですね。

これは、今じゃなくて結構ですので、議長にお願いしたいんですが、この発言につきましては、ぜひ、議会運営委員会でよく審査していただきたいと思っております。

我々は、執行部はいろんな法律等に基づいて、事務執行をやっております。今回のこの特養の件につきましても、県、県って言われるけど、これは、あくまでも何度も言うように県の指示通りにやった結果であるわけでございます。

そういうことで、不適切な発言が多々見受けられますので、その辺はよく議会のほうでご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今、町長からそういう不適切発言ということでありまして、後ほどよく精査いたしましてしかるべき処置をとらせていただきます。

続けてどうぞ。

○議員 4 番 妹川 征男君

前日もそういうような形で、不適切な発言があったのどうのかましてから、町長のほうから議長に対して要望書が出ておりましたけど、私はそれは前日もそうでしたけど、議会介入だと、私は情報。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、それが…。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。発言とめるよ。そういう話はもういいと、今度次行きなさい、次。

(傍聴席から発言する者あり)

発言はできない。退場させるよ。

(発言する者あり)

はい。じゃあ、次にいきます。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

（発言する者あり）

退場。

（発言する者あり）

退場させて。

（発言する者あり）

退場させて、後で話す、退場。

（発言する者あり）

退場です。

〔傍聴者 退場〕

○議長 横尾 武志君

妹川議員どうぞ。

○議員 4 番 妹川 征男君

次は、2 番目の芦屋住民参画まちづくりの理念に基づいて施策が行われているかということで、芦屋中央病院の移転建てかえ事業及び大君処理場跡地に太陽光発電設備の誘致が図られているが、住民参画まちづくりの理念に基づいて行われているかということで、そういうまちづくりの理念というのはどういうものかという質問ですね、もう、簡略にお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町には、住民参画まちづくり条例があります。条例には、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、町と住民とがまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりが必要です。

このような認識のもとに、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定しますとうたわれおり、基本理念は第 3 条で、まちづくりは自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるものとする。

町及び住民は、芦屋町総合振興計画の実現のため、それぞれの責務と役割のもと、協働してまちづくりを進めるものとするとうたわれております。

では、どういう種類の情報を公表するのかということでございますが、一点目は、住民生活に大きくかかわる重要な計画に関する情報で例えば、25 年度では新病院基本計画、生涯学習基本構想後期推進計画、環境基本計画、地域福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、このほかでは、総合振興計画などがあります。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

2 点目が、住民の皆さんに積極的に情報を提供するものとして、例えば、1 点目を含めたほか実施計画、行革推進本部、財政シミュレーションなど毎年度情報を提供しております。そして、住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合、住民の皆さんから意見をいただきます。これが住民参画の推進第 8 条で町は住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合は、計画の概要、計画策定の日程、予定する住民参画の手法などを公表し、次の 2 つ以上の方法により住民の意見を求め、十分な検討を行うものとあり、その方法は 1 点目が現地確認及び関係者の聞き取り調査の実施。2 点目が、アンケート調査の実施、3 点目が広報及びホームページ等の活用、4 点目が地域懇談会の実施、5 点目は公募による住民会議等の開催、6 点目はモニター制度の実施、7 点目がワークショップの活用、8 点目はパブリックコメントの実施、9 点目は所属機関等の設置、10 点目はその他町長が必要と認める方法となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういうような形で進めて行かれているのかなと思いながら、そういう形で進めていただきたいということで質問いたしますが、全員協議会で住民説明会の結果報告と、町立芦屋中央病院建てかえ基本計画について、立派な報告書が出ているわけですが、これを、この報告書についての住民説明会や座談会を開催しないのですか、という質問ですね。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成 24 年の 10 月に町立芦屋中央病院の移転建てかえの方針を決定した中で、議会にも報告し、住民の皆様には広報でお知らせをし、東公民館、中央公民館、山鹿公民館で住民説明会を行ってきました。

また、25 年からは基本計画の策定に取り組み、9 月に素案を策定し、また議会に報告し、9 月下旬から 12 月上旬まで約 2 カ月半の期間をかけて、全自治区及び町全体として、山鹿公民館、中央公民館で住民説明会を開催いたしました。この中では、町民の皆様から多くのご質問、ご意見、ご要望をいただきました。これらの意見を十分に検証した上で、新病院基本計画の策定に至ったところでございます。

住民説明会の結果と、新病院基本計画につきましては、2 月の 13 日に議会全員協議会にご報告いたしました。このことにつきましては、今後、ホームページに掲載するほか、書面を図書館、中央公民館、東公民館、山鹿公民館、役場企画政策課、病院事務室に配置することで、住民の皆様

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

様にはお知らせをしたいと考えております。

このようなことから、住民説明会をこれまで実施をしてきておりますので、これらの意見を検証して、基本計画を策定しています。したがって、再度、説明会を開催する予定はありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

執行部の皆さん、病院関係の方々が二十数回説明会をやられて、そして、きめ細かに集約されて、きめ細かに分析された町の説明書があるわけですね。この説明書を住民の皆様方が懇談会やそういうものがあつたとしてですね、再度あつたとして、これに納得される方もあるでしょうし、またこれについてももう 1 回聞きたいというような方もおられるわけですよ。

このような大事な資料、これをただね、もう基本計画が出た後にホームページなんか載せるといことは、本当、宝の持ち腐れじゃないかと思うんですよね。労多くして効果がないやないかと、ある人に言わせれば、アリバイづくりではなかったかと、この 2 3 回の住民説明会は、というような意見もあるわけですね。

だから、本当は膝を交えて、これを提出し皆さん方と協議する、膝を交えて丁寧に説明するといことが、いわゆる住民参画まちづくりではないんですか。

患者さんは芦屋の町民ですよ。

次に行きます。過疎債の期限が 5 年間延長されましたが、もうその理由は何かということについては、もう答弁はよございますが、とにかく、平成 27 年度までと、期限が 27 年度までということであつたので、それに基づいてというか、それに逆算をして事業検討委員会とか、議会特別委員会とか経営検討委員会等を開いてきたと思うんですけれども、この病院の完成というのは、昨日の刀根議員の質問に対して、平成 30 年度に完了するということをおっしゃいましたが確認します。それでいいんですか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成 30 年の 5 月移転ということで、現在のスケジュールでは予定しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

で、あるならば、私たちは 27 年度期限だということ前提で、そのように進められてきました。32 年であれば、2 年間の余裕期間があるではありませんか、だから、この住民説明会をするには 2 年もかかりません。3 カ月、4 カ月あればできるじゃありませんか、そういうことをやった後に、本議会へ提案されています定款、それから議案ですね、幾つかの議案について、これを今議会では白紙にしてですね、そして今年の 9 月、12 月議会に提案されてみてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

基本計画について、再度住民の皆さんの意見を聞きなさいと、そういうご質問でよろしゅうございますね。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど、病院事務長も答えておりますが、特にまた住民参画まちづくり条例との関連を踏まえて、ご質問されているようでございます。

先ほど、企画のほうの課長が説明しましたが、住民参画条例はこのようになっております。町は住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合は、計画の概要、計画策定の日程、予定する住民参画の手法などを公表し、次の 2 以上の方法により、住民の意見を求め、十分な検討を行うものとする。住民の意見を求め、十分な検討を行うものとするということでございます。

私どもは、この条文に基づき、情報を公表し、そしていろんな方からの意見を聴取し、また移転建てかえに伴うこと、それから基本計画に伴うもの、そのように 2 度にわたり段階を踏んで検討、検証をしてきた結果の今回の計画でございます。したがって、いろんな意見を頂戴した上で、まとめたものを再度、住民の皆さんに意見を求めるということについては、考えていない。このように答弁いたします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、次にいきます。時間がありません、担当者の方申し訳ありませんが、大君ごみ処理場跡地に太陽光発電を誘致するとあるが、大君ごみ処理場はいつから埋め立て始め、いつ移転したのか、またごみ処理内容、処理推定量はいくらかということについては、もう、これは後日、聞かせていただきますが、この大君の神社前のごみ焼却場、そしてその後ろ側にある最終処分場というところは、今現在ですね、大君神社が祭られています。

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

皆さん方もご存じのように、安徳天皇の行在所、それから、仮御所ということで菊の紋章をうたった石のほこらがあり、私も何回も登りましたが、そういうところで地域の安徳会という方々も今維持管理されております。

安徳幼帝を慰めるためのお花畑をつくられたことも、語り継がれておりますし、お花畑という地名も残っていますし、また平家の公達が鶴と遊びたわむれたとい谷には、チゴガ池という、本当にすばらしい池が昭和 40 年ごろまであったと、また泳いだという人たちもいますが、このような歴史遺産の地に、ごみ焼却場、ごみ処理最終処分場をつくったことは非常に残念です。

まあ、しかし、これを掘りかえすといことについては、数億円以上のものがかかるということですから、メガソーラを設置することについては、遊休地を、有効に使うということ、いいとは思いますが。

5 番目の質問ですが、大君ごみ処理跡地の土壌調査とか地下水調査等の実施結果について、私たちは全員協議会で聞かされております。が、これについては、町民にはいつ明らかにするつもりでしょうか。

つまり、私ども、あそこ何回か歩く中で、また地域の方もあそこの土地土壌がどうだろうか、ガスの発生があるのではないだろうか、飲料水には影響ないかもしれないけど、どうなってるんだろうかという不安があるわけですね。そういうものをせっかく、実施結果出されておるわけですから、私たちの手元にもあります。

こういうことについて、町民にいつ明らかにされるのかなというふうに思います。

それと、6 番目に入りまして、この住民説明会について、どのように考えていますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、1 点目でございます。実施しました大君ごみ焼却場跡地の環境調査は、廃棄物処理法や土壌汚染……。

○議員 4 番 妹川 征男君

お答え、最後の分のでいいですよ。6 番目。

○企画政策課長 中西 新吾君

6 番でいいですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。6 番です、事業実施の方法及び住民説明会で結構です。

○企画政策課長 中西 新吾君

すみません、そのまま引続きさせていただきます。

○議員 4 番 妹川 征男君

もう時間がありませんから。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君焼却場跡地を含めた町有地をメガソーラーの設置事業者に貸しつける方法としています。事業者については、公募により広く募り事業者を選定したいと考えております。また、町民の皆さんへの説明、お知らせとして、広報紙にてお知らせする予定にしておりますが、大君区の皆さんには自治区と相談し、必要に応じて説明に伺いたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この全員協議会においては、回覧板と書いてありましたけど、そういう説明会を事前の説明をやっていただきたいと思いますが、これは別に大君区だけではありませんね、これは町の財産ですから、やはり中央公民館とかで、ないしは大君区でもいいですけど、自由に参加できるような体制をとっていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、町では大君ごみ処理場跡地という遊休地の有効活用の観点で、貸し付けを実施するという事しか決まっております。

あくまで、貸し付けを行うということです。その方法など、情報提供は広報などにてお知らせしますが、どのような規模になるかなどは、具体的な内容は事業者を決定する公募前には、説明のしようがありません。

また、多くの町民の方の生活環境に大きくかかわるものではありません。芦屋町の長年の懸案であった、ごみ焼却場跡地の有効利用がこの事業により、実施することを目指して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私は、住民説明会を十分にやっていただきたいというふうに思います。そういう環境問題にしろ、土地のそういう廃棄物での問題点等もありますから、十分に納得していただけるだろうとは

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

思いますけど、まず、その住民参画まちづくり条例という立場で、情報を地域住民、町民に積極的に提供すると、そして、そういうメガソーラーを設置していくんだと、遊休利用するんだということで、大いにPRできると思うんですね。

それを、決まってから説明するのではなくてですね、こういう方向性でいきますよと、別にね、この問題について反対をされる方は少ないだろうと、反対するような人はいないだろうと思うんですけども、こういうすばらしいことを大いにPRすべきではありませんか、まあ、時間が差し迫っておりますが、私は最後に情報公開条例というのがありますよね、これは町行政に対する住民の理解と信頼を深める、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的とするのもありますね。

例えば、町長のマニフェストでは、皆様方とともにつくる芦屋町、地域ぐるみで協働する、住民の皆さんと町の情報を共有する、そういうような話でありましたけれども、私は、少しですね、やっぱりむなしさを感じるんですよ。

何か芦屋行政というのうらはらなことが行われているのではないかなというようなことの心配があります。

ぜひですね、積極的に住民の目線に立って、そして膝を交えて話し合える機会、何度でも、たくさんあるんですから、そういう機会をとらえて、前向きに進んでいただきたいというふうなことを考えております。

ぜひ、その方向性で行っていただきたいと思いますが、いかがですか町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その方向性で行ってないというふうに妹川さんがお考えであれば、それはそれで結構でございますが、まず、町民の代表は議員の皆さんでございます。選ばれている。

全員協議会でまず皆さん方にご説明をする。これは、もうスタートラインでございます。

それからパブリックコメントをかけますよね、これが住民の皆さんのご意見を聞く。パブリックコメントを開く、そして住民の皆さんのご意見を聞き、それから広報あしやに載せます。

そういうことで、ご意見を聞いていろんな政策に取り組んでおるわけでございます。先ほど副町長が言いましたように、この参画の、10点あるわけでございますが、この中で例えば、病院の件で上げれば、これは次の2以上の方法により住民の意見を求め、検討を行うものとするというように条例で定めてあるわけでありまして。

病院の件につきましては、まずアンケート調査をやり、それから広報ホームページでお知らせし、全地区回ってご意見を聞いた、そして、いろんな、また、さらにお知らせしたということで、

平成 26 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

これ以上、何をせよと言われるのかという意味が私にはよくわからない。

病院の院長もお忙しい中、約 1 カ月半かけて回っております。念には念を入れてやらせていただいたと思っております。他の施策につきましてもそうであります。

妹川議員が言われるとおりにすれば、例えば地域福祉計画、環境基本計画、防災計画、障害福祉計画、高齢者、これらも全町的のものですよね、ただ一つ一つそれを住民説明会一つ一つやるのか。たくさんやらなくちゃいけないことがあるわけです。

住民の福祉のためにはですね、だから大事なことはと、うたってあるわけですね。だからその辺は議員の皆様方に住民の皆さんがその件を負託されているわけでございますので、議員の皆さん方とよく、はやりまずは審議するというのが第一義ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。